

「『同居の親族』雇用実態証明書」に関する 提出書類のご案内

事業主と同居している親族は、原則として雇用保険被保険者となりません。

同居の親族の雇用保険被保険者資格取得については、「『同居の親族』雇用実態証明書」及び確認資料を提出していただき、内容を確認したうえで労働者性を判断します。

▶ 「同居の親族の雇用保険被保険者資格簡易判定票」を参考にしてください。

《同居の親族を被保険者として申請するときの提出書類》

- ① 労働者名簿
- ② 出勤簿（出勤日が確認できる書類）
資格取得日（または同居の親族となった日）から2か月分及び最新の月
- ③ 賃金台帳
資格取得日（または同居の親族となった日）から2か月分及び最新の月
- ④ 履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本） ⇒ 法人の場合
- ⑤ 「同居の親族」雇用実態証明書
- ⑥ 【未取得の場合】
雇用保険被保険者資格取得届（様式第2号）
【取得済みの場合】
雇用保険被保険者証（様式第7号）
雇用保険被保険者資格取得確認通知書（事業主通知用）
雇用保険被保険者資格喪失届（様式第4号）

☆ ①～④は、写し(コピー)を提出してください。

☆ ①～③は、親族以外の労働者(できるだけ同居親族と同等の者)の同期間分の写しもご提出ください。

同居の親族の雇用保険被保険者資格簡易判定票

労働条件が該当すれば○印、該当しなければ×印を判定欄につけてください。

判定欄	労働条件
	労働者が、親族のみでないこと。 (親族以外で常時雇用している労働者がいること。)
	事業主やその他管理者等の指揮・命令に従っていること。
	就労条件が他の労働者と同様に就業規則が適用されていること。
	他の労働者と同様に出勤簿等により、出勤・休暇等が適正に管理されていること。
	労働基準法の適用を受ける労働者であり、労災保険に加入していること。 (ただし、労働保険事務組合加入による特別加入ではないこと。)
	他の労働者と同様の賃金形態であること。 また、金額も他の労働者と著しく相違がないこと。
	退職金、諸手当及び欠勤控除等について他の労働者と同様に賃金規定等が適用されていること。
	労働者の所得に応じた社会保険等の加入状況であること。
	事業主と生計を一にするものとして、税法上の専従者処理を行っていないこと。
	同居親族（申請対象者）が、事業経営に関する裁量権をもって参画し、これにより経営上の利益を共有する立場にないこと。
	同居親族（申請対象者）が、持ち株を所有していないこと。 所有している場合は、株主総会や取締役会等での議決権を有しないこと。

- ◇ 判定欄にすべて○印がつけば被保険者となる場合がありますので、申請を行う場合は、「『同居の親族』雇用実態証明書」に確認資料を添付して提出してください。
- ◇ 現在、被保険者となっている場合でも、条件が変更された場合は、速やかに「『同居の親族』雇用実態証明書」を再申請するか、「雇用保険被保険者資格喪失届」を提出してください。
- ◇ 退職時に被保険者資格がないことがわかった場合は、遡及して資格の喪失を行うため、雇用保険の給付が受けられないばかりでなく、時効にかかる労働保険料の還付もできませんので、ご注意ください。